

別添利用料金表

・介護保険適用サービス

- ※ 介護保険からの給付額に変更があった場合は、変更された額に合わせて利用者負担額を変更させていただきます。
- ※ 要介護認定申請中にサービスをご利用され、その後要介護状態区分が自立（非該当）と判定された場合には、利用料の全額をお支払いいただきます。また、給付制限等がある場合にも、利用料の全額をいったんお支払いいただきます。給付制限等が解除された場合には、自己負担額を除いた金額が介護保険から払い戻される場合があります（償還払い）。償還払いとなる場合、保険給付の申請を行うために必要な「サービス提供証明書」を交付します。
- ※ 厚生労働省が定める方法によって端数処理を行う関係上、実際のご請求額とは若干の差異が生じる場合があります。

訪問介護（1回あたり）

単位：円

サービス内容	8時～18時				6時～8時			22時～23時				
					18時～22時							
	利用料	利用者負担額			利用料	利用者負担額			利用料	利用者負担額		
1割		2割	3割	1割		2割	3割	1割		2割	3割	
20分未満	1,786	179	358	536	2,236	224	448	671	2,685	269	537	806
20分以上	2,675	268	535	803	3,349	335	670	1,005	4,012	402	803	1,204
30分以上	4,237	424	848	1,272	5,296	530	1,060	1,589	6,355	636	1,271	1,907
1時間以上	6,195	620	1,239	1,859	7,746	775	1,550	2,324	9,298	930	1,860	2,790
1時間半以上 (30分増す毎に加算)	898	90	180	270	1,123	113	225	337	1,348	135	270	405

単位：円

サービス内容	8時～18時				6時～8時			22時～23時				
					18時～22時							
	利用料	利用者負担額			利用料	利用者負担額			利用料	利用者負担額		
1割		2割	3割	1割		2割	3割	1割		2割	3割	
45分未満	1,958	196	392	588	2,450	245	490	735	2,942	295	589	883
45分以上	2,407	241	482	723	3,006	301	602	902	3,616	362	724	1,085

単位：円

サービス内容	8時～18時				6時～8時 18時～22時				22時～23時			
	利用料	利用者負担額			利用料	利用者負担額			利用料	利用者負担額		
1割		2割	3割	1割		2割	3割	1割		2割	3割	
身体介護に引き続き生活援助を行う場合												
20分以上	716	72	144	215	898	90	180	270	1,080	108	216	324
45分以上	1,433	144	287	430	1,797	180	360	540	2,150	215	430	645
70分以上	2,150	215	430	645	2,685	269	537	806	3,231	324	647	970

単位：円

サービス内容	利用料	利用者負担額		
		1割	2割	3割
初回加算	2,140	214	428	642
緊急時訪問介護加算	1,070	107	214	321
生活機能向上連携加算	1,070	107	214	321

※重介護等でホームヘルパーが二人訪問の場合は、利用者様に同意を得た上で、上記の料金の2倍になります。

	利用者負担額
介護職員処遇改善加算	※

※1ヶ月の利用料金の13.7%が加算されます。

	利用者負担額
介護職員等特定処遇改善加算	※

※1ヶ月の利用料金の4.2%が加算されます。

	利用者負担額
新型コロナウイルス感染症対応	※

※2021年4月1日～国の定める期間 0.1%に相当する単位数が加算されます。

介護予防・日常生活支援総合事業（1ヶ月あたり）

単位：円

サービス内容	要支援1			要支援2				
	利用料	利用者負担額			利用料	利用者負担額		
1割		2割	3割	1割		2割	3割	
週1回程度の利用	12,583	1,259	2,517	3,775	12,583	1,259	2,517	3,775
週2回程度の利用	25,134	2,514	5,027	7,541	25,134	2,514	5,027	7,541
上記を超える利用					39,878	3,988	7,976	11,964

単位：円

サービス内容	利用料	利用者負担額		
		1割	2割	3割
初回加算	2,140	214	428	642
生活機能向上連携加算	1,070	107	214	321

※介護予防訪問介護の利用料金は1ヶ月毎の定額制になっています。よって、計画に定めた日数に増減があった場合や月途中での利用開始や終了でも日割り計算は出来ません。

但し、下記の場合、例外的に日割り計算を行いません。

- 1 月途中で要介護から要支援、又は要支援から要介護に変更になった場合
- 2 同一保険者管内で転居等により事業所を変更した場合
- 3 月途中で要支援度が変更となった場合

	利用者負担額
介護職員処遇改善加算	※

※1ヶ月の利用料金の13.7%が加算されます。

	利用者負担額
介護職員等特定処遇改善加算	※

※1ヶ月の利用料金の4.2%が加算されます。

	利用者負担額
新型コロナウイルス感染症対応	※

※ 2021年4月1日～国の定める期間 0.1%に相当する単位数が加算されます。

※経済状況の著しい変化、その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容について、変更を行なう1ヶ月前までに文章にてご連絡させていただきます。